

アメリカにおける

行政救済法等に関する調査研究

(概要版)

本報告書は、アメリカにおいてヒアリング手続を主宰する任を負う職員である、行政法審判官（Administrative Law Judge : ALJ）の制度と、近時の運用動向に関する調査研究に関するものである。

アメリカにおける行政手続では、わが国でいう事前、事後の区別を意識することなく、行政過程の中で行政手続が位置づけられる。ここにおけるヒアリングの主宰者として ALJ が用いられることがある。アメリカの行政手続に関するわが国での研究には相当の蓄積が見られるが、ALJ の運用に焦点を当てた研究は比較的手薄である。また、この点に関する詳細な検討として、行政救済における審理主宰者に関する調査研究委員会（委員長：高橋滋一橋大学教授）による「行政救済における審理主宰者に関する調査研究報告書」（平成 11 年 3 月）も存在する（アメリカは、宇賀克也委員（東京大学教授）が執筆）が、調査研究から 10 年以上の時を経て、この間にいくぶんかの制度の変更等もなされている。

このため、アメリカの連邦レベルを対象とした調査では、2000 年代になって制度変更がなされている ALJ の有資格者試験とこれに基づく任用の局面、および ALJ の人事面での運用状況を中心に調査を行っている。

ここでは、現在、ALJ の有資格者試験の実施を担当する人事管理庁（Office of Personnel management）が行っている試験要領を取り上げて、その内容を紹介し、人事管理庁が ALJ の有資格者として要求されている能力を明らかにするとともに、その任用局面の検討からは、各機関が、自己の所掌分野に関する専門性を有する ALJ を任用したいという欲求を有していることが示されている。

これに加えて、任用後の ALJ に関する制度運用、また従来から着目されてもいる ALJ の身分保障、給与に関しても、近時の統計的数値の紹介も含めた調査結果の報告を行っている。

また州レベルにおいては、アメリカにおいて特徴的な制度として言及されることの多い、いわゆるセントラルパネルシステムの動向について、近時の動向について調査を行った。

1990 年代以降の「セントラルパネルムーブメント」の加速化は、導入州の拡大、各セントラルパネル機関の管轄事項の拡大という形で現れている。論者による各州の評価の差異を考慮したとしても、もはや全 50 州の半数以上で導入されており、またセントラルパネル機関の組織規模も大きくなる傾向がある。

その評価としても、いくつかの反論はあるものの、現にセントラルパネルシステムの対象事項以外の事件が、機関から自発的に持ち込まれている運用が複数州で存在することか

らもうかがえるとおり、概ね良好なものであることが明らかになった。

さらに近時の注目すべき事象として、セントラルパネルシステムの導入を推進するモデル法案を反映させる形で 2010 年にモデル州行政手続法の改定がなされている。このモデル法についても、セントラルパネルシステムとの関連で、関連箇所の検討を行った。

他方、目下の各州による制度とその運用には相当の差異があり、特に統計的な評価については、今後の一層の包括性を備えた検討に向けた基礎的なデータの提示にとどまっている。